

# 1. 環境行政

## 環境行政のあゆみ

年 月	項 目
昭和 42. 8	公害対策基本法公布施行。
43. 6	大気汚染防止法、騒音規制法公布(同年12月1日施行)。
44. 4	企画部企画第2課に公害担当職員2名配置。
44. 7	硫黄酸化物(PbO <sub>2</sub> 法)、環境騒音調査開始。
44. 9	奈良市が騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業に伴う騒音の規制地域指定を受ける。
45. 9	河川の水質検査を開始。
45.12	公害対策基本法等公害関係14法成立。
46. 4	公害交通課と改称される。 奈良市公害対策審議会設置。
46. 6	悪臭防止法公布(47年5月31日施行)。 水質汚濁防止法施行。
46. 7	奈良県公害防止条例公布。
47. 5	悪臭防止法施行令施行(悪臭5物質指定)。
47. 8	奈良県「光化学スモッグ暫定対策要領」実施。
47. 9	「奈良市光化学スモッグ対策実施要領」策定。
48. 4	ゴルフ場開発事業に伴う環境保全に関する指導要綱施行。
48. 6	奈良県「光化学スモッグ緊急対策要領」実施。 冊子「光化学スモッグにそなえて」発行。
51. 6	振動規制法公布(同年12月1日施行)。
51. 9	悪臭防止法施行令一部改正され、悪臭3物質が追加指定。
53. 4	振動規制法に基づく規制地域に指定。
54. 2	佐保川、秋篠川、菩提川に環境基準の類型が指定。
54. 6	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」公布。
57. 2	悪臭防止法による地域指定になる。
58. 2	富雄川に環境基準(C)が指定。
60. 4	公害検査センター設置。
62. 4	主要河川において水生生物調査開始。
63. 3	奈良県悪臭防止対策指導要綱策定(同年4月1日施行)。
63. 6	佐保川上流域生活雑排水対策実践活動連絡協議会が設置される。
平成 元. 4	酸性雨調査開始。
元. 4	騒音環境基準の地域指定(元年5月1日施行)。
元. 9	悪臭防止法施行令一部改正4物質追加指定。
2. 2	悪臭4物質規制基準追加告示(2年4月1日施行)。
2. 4	公害交通課が環境交通課、公害検査センターが環境検査センターと改称。

年 月	項 目
2. 5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」の設定。
2. 9	既設10ゴルフ場と「農薬等の安全使用に関する協定書」締結。
2.11	県により、自動車排気ガス測定局が大宮小学校に設置。 奈良県ゴルフ場農薬使用指導要綱施行。
3. 3	奈良市公害防止計画書策定。
3. 7	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」 9項目追加され30項目になる。
3. 8	土壤汚染に係る環境基準告示。
3.12	奈良市環境影響評価技術指針作成。
4. 3	奈良市ゴルフ場開発事業に伴う環境保全に関する指導要綱改訂。
4. 4	奈良市水道水源保護指導要綱施行。
5. 3	水質汚濁に係る環境基準の一部改正。
5. 4	布目川、白砂川に環境基準の類型(A)が指定。
5. 6	悪臭防止法施行令に係る基準の一部改正(10物質追加指定)。
5.10	水質汚濁防止法の一部改正(窒素、りん追加)。
5.11	大気汚染測定局を西部地域の青和小学校に設置。 環境基本法公布施行。
5.12	水質汚濁防止法一部改正(排水基準を定める総理府令の一部改正)。
6. 2	土壤の汚染に係る環境基準の一部改正。
6. 4	水質汚濁防止法の政令市の指定を受ける。 悪臭10物質規制基準追加告示。 大気汚染測定局3局を環境清美工場より環境検査センターへ移管。
	悪臭防止法施行規則一部改正(排出水の規制基準及び測定方法が定められる)。
6. 5	特定水道利水障害防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法が制定される。
6. 8	奈良市公害対策審議会が奈良市環境審議会に名称変更。
7. 1	「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」施行。
7. 4	大気汚染防止法の政令市の指定を受ける。
8. 5	大気汚染防止法の一部改正(有害大気汚染物質対策)。
8. 6	水質汚濁防止法一部改正(汚染された地下水の浄化制度、油に係る事故時の措置)。
8. 7	「春日野の鹿と諸寺の鐘」が環境庁の日本の音風景100選に認定される。
8.12	騒音規制法施行令一部改正(特定施設、特定建設作業の追加)。
9. 2	大気の汚染に係る環境基準追加告示。 大気汚染防止法施行規則等の一部改正(指定物質抑制基準の設定)。
9. 3	水質汚濁防止法一部改正(地下水の水質汚濁に係る環境基準)。
9. 4	奈良県環境基本条例施行。 奈良県生活環境保全条例施行。

年 月	項 目
9. 4	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」の一部改正
9. 6	環境影響評価法公布。
9. 8	「大気汚染防止法施行令」の一部改正(指定物質抑制基準の追加)。
10. 4	「大気汚染防止法施行規則」等一部改正(廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準の強化等)。
10. 6	環境庁が「水環境保全に向けた取組のための要調査項目」を300物質選定。
10.10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布。
11. 2	水質汚濁に係る環境基準改正(3項目追加)。
11. 3	「奈良市環境基本計画」策定。
11. 4	「奈良市環境基本条例」施行。 騒音に係る環境基準改正。
12. 1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行。
12. 4	「奈良市アイトリング・ストップに関する条例」施行。
12. 5	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」公布。
12. 6	「循環型社会形成推進基本法」公布。
13. 6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」公布。
13.11	環境省のかおり風景100選に「なら燈花会のろうそく」と「ならの墨づくり」が認定される。
13.12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」の一部改正
14. 4	奈良市が中核市に移行。 環境交通課から環境部門が独立し環境保全課となる。
14. 8	大気汚染測定期局の鴻ノ池局を飛鳥局へ移設。
15. 2	「土壤汚染対策法」施行。
15. 3	「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画」策定。
15. 7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布。
16. 4	布目ダム湖に環境基準の類型(湖沼AⅡ)が指定。
17. 4	奈良市が月ヶ瀬村、都祁村と合併。 国土交通省により、国道24号に自動車排出ガス測定期局 柏木局が設置され、測定が開始される。
18. 3	「大気汚染防止法施行令および施行規則」の一部改正(特定粉じん排出等作業の範囲、建築物以外の工作物に係る解体作業が含まれる)。
20. 3	「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画(第2次)」策定。
20. 5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正(平成22年10月に奈良市が経済産業省から特定事業者として指定を受けた。)。
20.10	「奈良市地球温暖化対策地域協議会」設立。
21. 3	「奈良市路上喫煙防止に関する条例」施行。
	「奈良市環境教育基本方針」策定。
21. 9	大気の汚染に係る環境基準の追加告示(微小粒子状物質)。

年 月	項 目
22. 4	環境保全課が環境政策課と改称。 環境検査センターが保健所検査部門と統合し、保健・環境検査課となる。 「土壤汚染対策法」の一部改正(一定規模以上の土地の形質変更の届出等)。
22. 9	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」の一部改正
23. 3	「奈良市地球温暖化対策地域実行計画」策定。
23. 4	自動車排出ガス測定局 柏木局を国土交通省より奈良市へ移管。
23. 6	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布。
23.10	「水質汚濁防止法」の一部改正(公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、排水基準)。
24. 3	「奈良市環境基本計画(改訂版)」策定。
24. 5	「奈良市悪臭防止対策指導要綱」施行。 「水質汚濁防止法」の一部改正(有害物質の追加、排水規制、地下浸透規制等)。
25. 3	「奈良市環境基本計画推進会議」、「奈良市環境教育推進会議」設置。 微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起連絡体制運用開始。
25. 4	「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画(第3次)」策定。 環境政策課のエネルギー施策部門が独立し、エネルギー政策課となる。
25. 6	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」の一部改正。
25.10	「奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例」施行。
26. 6	「大気汚染防止法」の一部改正(特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更、解体等工事に係る調査及び説明等、報告徴収及び立入検査の対象拡大)。
26.11	「水質汚濁防止法」の一部改正(公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、排水基準)。
27.11	「水質汚濁防止法」の一部改正(排水基準)。
28.4	環境政策課対策係が保健・環境検査課と統合し、保健・環境検査課環境衛生係となる。 エネルギー政策課が環境政策課と統合し、環境政策課となる。
29.3	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」の制定。
29.4	「土壤汚染対策法施行令」の一部改正(特定有害物質にクロロエチレン追加)
30.4	「土壤汚染対策法」の一部改正(汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の規定追加等)
30.11	トリクロロエチレンの大気の汚染に係る環境基準改正
31.4	「土壤汚染対策法」の一部改正(届出、調査の契機の拡大等)
令和 2.3	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」の制定。
2.4	「浄化槽法」の一部改正(特定既存単独処理浄化槽に対する措置、公共浄化槽、浄化槽の使用の休止及び維持管理の免除、浄化槽台帳の整備、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保、等

年 月	項 目
令和 2.12	各法律施行規則改正に基づく様式押印廃止